東松島市道の駅　多目的広場営業管理規則

（目的）

第１条　この規則は、株式会社東松島観光物産公社（以下「会社」という。）が指定管理者である東松島市道の駅（以下「道の駅」という。）の円滑な運営と快適な環境を保つため、あわせて道の駅の多目的広場（「別添１の定める範囲」をいう。）で出店営業する者（以下「出店者」という。）の良好な運営が出来るよう必要な事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　道の駅多目的広場の管理使用については、東松島市及び関係法令、出店申込書及びその他の取り決めによるほか、この規則の定めるところによるものとする。

２　上記多目的広場以外の場所に設置する場合は、この規則を運用するものとする。

（相互協力）

第３条　出店者は、第１条の目的を達成するため相互に協力する。

（出店者）

第４条　出店を希望する者は、所定の出店申込書を会社に提出し、許可を得なければならない。

２　出店者は、暴力団等、若しくはその関係者、その他反社会的勢力でない者であること。出店許可後に判明した場合は、その時点で出店許可を取り消すものとする。

（出店申込）

第５条　出店者は、出店を希望する１週間前までに次の書類を提出しなければならない。

（１）　出店申込書（様式１）

（２）　営業許可証

（３）　反社会的勢力の排除に関する誓約書（様式２）

（４）　出店スケジュール（Ａ４の任意様式）

２　会社は、出店申込書及び関係書類を審査し、申込内容が適正と認めた場合に出店者に許可書を発行する。

（営業方針）

第６条　　出店者は、営業について次の事項を遵守する。

（１）　道の駅の出店者としての品位を発揮するとともに、地元の素材や資源を活用して魅力ある商品の提供に努めること。

（２）　商品の乱売、その他不当な営業行為をしないこと。

（３）　従業員教育に留意し、接客サービスの向上に努めること。

（出店時間およびスケジュールの調整・厳守）

第７条　　出店時間は、原則、道の駅の営業時間内とし、出店者はスケジュールの調整を図り、次の各号に定める事項を厳守する。

（１）　道の駅の営業時間は、午前９時から午後５時までとする。

（２）　出店時間は出店スケジュールを厳守すること。

（３）　出店者の都合により出店スケジュールを変更する場合、出店日の３営業日前までに会社へ電話報告をすること

（４）　出店者は、あらかじめ会社の承認を得ずに出店をとりやめた場合、１日あたり２，０００円（税込）のキャンセル料を支払うこと。

（５）　第３号の報告がなく出店を無断で取りやめた場合、以後の出店を認めない。

２　　営業時間外における営業については、別途、会社と協議するものとする。

（営業種目の厳守と変更）

第８条　　出店者は、道の駅屋内出店者の営業種目（メニュー等）と重ならない部分で営業しなければならない。

２　　営業種目の変更を必要とする事情が生じた場合は、事前に会社と協議し承諾を得るものとする。

（営業区画）

第９条　　出店者が出店できる区画は５区画とする。

２　　同時期に同区画を複数の出店申込があった場合は、会社において総合的に判断した上で出店者を決定する。

３　　営業区画内での営業を厳守し、営業区画外において営業はしないものとする。

４　　出店者は、営業区画外の使用を必要とする事情が生じた場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

５　　出店者は、営業区画内について顧客に不快な念を与えないよう、清掃、衛生、安全管理等に努めるとともに、騒音悪臭等により他の出店者に迷惑をかけないようにする。

（出店料）

第１０条　　１区画あたりの出店料は次のとおりとする。

利用単位	出店料
１日	１平方メートルにつき５００円又は売上額（消費税及び地方消費税の額を除く。）に１００分の１０を乗じて得た額のいずれか高い額

※１　売上額とは、出店者が、各施設において特産品、飲食物その他物品、サービス等を販売して得た対価の総額をいう。

※２　この表において算出した使用料に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

※３　使用料算定の基礎となる面積が１平方メートル未満であるとき、又はその面積に１平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算するものとする。

※４　電源の供給が必要な場合は別途料金が発生する。

２　出店料については、１日出店終了毎に現金によって納付しなければならない。

３　出店期間満了前に退店することになった場合、退店日までの売上により会社の発行する請求書に基づき納入すること。

（店名等の表示）

第１１条　出店者の掲出する店名表示その他については、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

２　看板の新設または変更をする場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

３　出店期間中は顧客から確認できる位置に、「営業許可証」を掲出しなければならない。

（行催事、広告等）

第１２条　出店者は、独自に広告、行事、催事を行う場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

（放送等）

第１３条　出店者が営業区画内でステレオ、有線放送等の設備、またはこれを使用する場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

（出店車両・テント等）

第１４条　出店者は、出店車両がある場合について、次の各号を遵守する。

（１） 車両等の搬入・搬出・設置には、出店者が立ち会うものとする。

（２） 搬入・搬出・設置時間の他の出店者との調整は、会社が行う。

２　テントを使用する場合、風対策として重りの設置を義務とする。

３　車両、テントおよび備品等については、出店期間終了後は速やかに撤収しなければならない。

（道の駅の指定文字、ロゴマーク等）

第１５条　会社は、原則として出店者の包装紙、買い物袋等の指定は行わないものとする。

２　出店者が道の駅の指定文字、ロゴマークを使用する場合は、事前に会社に届け出て承諾を得るものとする。

（売上高の報告等）

第１６条　売上高の報告は、会社が指定する時間に日時売上報告書を会社に報告すること。

（営業上の留意事項）

第１７条　出店者は、顧客その他第三者から苦情があったときは、速やかにその解決のための努力をするとともに、ただちに会社に報告する。

（売り場責任者、従業員の届け出）

第１８条　出店者は、別に定める様式により売場責任者の住所、氏名、生年月日、反社会的勢力の排除等を事前に会社に届け出るものとする。また、異動のあった場合は、その都度会社に届け出るものとする。

（従業員の保健衛生）

第１９条　出店者は、その従業員に法定伝染病及びその疑似患者等が発生した場合は、ただちに会社に届け出て必要な措置を講じるものとする。

２　出店者は、伝染病の危険があって就業が不適当と認められる者、または他人に対して著しく不快の念を起こさせる者を就業させないものとする。

（火災予防措置）

第２０条　出店者及び従業員は、火災予防上の観点から次の事項について、これを遵守する。

（１） 自然発火、引火あるいは爆発の恐れのある危険物は本物件内に持ち込むことを禁止する。ただし、特別の理由がある場合には必ず事前に防火管理者に届け出て、許可を受け指示に従って取り扱うものとする。

（２） 出店者は、火気使用をする場合には必ず消火器を設置すること。

（火災発生時の措置）

第２１条　火災発生を発見した者は、すみやかに会社に連絡する。

（保全）

第２２条　出店者は、建物及び付帯施設ならびに営業区画等の使用については、善良なる管理の注意義務をもって使用する。

２　建物及び付帯施設の損壊、または損壊の恐れがあることを発見した場合には、すみやかに会社に連絡する。

３　出店者の管理する営業区画において、諸設備や内装の変更及び改造の必要がある場合には、事前に会社に届け出て承諾を受け、その指示に従うものとする。

（共用部分の使用）

第２３条　出店者は、トイレの共用部分の使用については、使用後の整理、整頓及び清掃に心がけ、他の使用者に迷惑をかけることのないよう注意する。

（出退店時刻）

第２４条　出店者の入店及び退店時刻は、原則として出店申込書で届け出た時間内とする。

（警備）

第２５条　道の駅の保安警備は、会社が行い出店者はそれに協力する。

２　出店者の所有にかかる内装設備、商品、什器備品、釣銭、郵送物等一切の管理は、すべて出店者の責任とする。

（清掃）

第２６条　出店者は、常に営業区画内の整理整頓に努め、清潔さを保ち美化に努めること。

（ゴミの処理）

第２７条　　出店者は、営業区画内にゴミ箱を利用者に見える位置に設置し発生するゴミの回収に努めること。

２　　出店者、営業区画内において発生するゴミを可燃ゴミ、不燃ゴミ、資源ゴミ等東松島市の基準に分別し、会社指定のゴミ袋に入れ所定のゴミ置場に廃棄する。

（開扉）

第２８条　　道の駅の管理事務所の開扉時間は、午前９時から午後７時までとする。

（非常連絡）

第２９条　　出店者は、非常の場合に通知を受ける者の住所、氏名、電話番号等を会社に届け出るものとする。変更する場合も同様とする。

（遺失物及び取得物の取扱）

第３０条　　出店者は、店内での遺失物や拾得物の届け出があった場合には、すみやかに会社に届け出るものとする。

（届出報告）

第３１条　　会社への届出報告等は、すべて書面によるものとする。

（罰則）

第３２条　　この規則に違反する者、道の駅の運営に著しく支障をきたす行為をする者には指導、警告を行い、営業停止または撤去を命ずることができる。

（規則に定めのない事項）

第３３条　　この規則に定めのない事項及びこの規則の運用について疑義が生じた場合は、双方協議し解決する。

（規則の改正）

第３４条　　会社が必要と認めたときは、この規則を改正することができるものとする。その改正部分の規定は、会社が出店者に通知した日以降にその効力を生じるものとする。

附　則

（規則の施行日）

１　この規則は、令和６年９月２５日から施行する。